

# 大里広域市町村圏組合議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

11月17日（金）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○議席の一部変更及び議席の指定	5
○議会運営委員会委員の選任	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○副議長の選挙	7
○報告第 1 号 平成29年度定例監査報告	8
○管理者の挨拶	9
○議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	10
○議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出 決算	10
○議案第19号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	28
○議案第20号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費 （償還費分）の市町別負担金の補正について	28
○議案第21号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算 （第1号）	28
○議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について	31
○議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について	31
○閉 会	33

大里広域市町村圏組合告示（乙）第39号

平成29年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年11月10日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- |   |     |                           |
|---|-----|---------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成29年11月17日（金）<br>午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室           |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	千	葉	義	浩	議員	2番	小	島	正	泰	議員	
3番	小	鮒	賢	二	議員	4番	閑	野	高	広	議員	
5番	林		幸	子	議員	6番	福	田	勝	美	議員	
7番	松	岡	兵	衛	議員	8番	加	賀	崎	千	秋	議員
9番	栗	原	健	昇	議員	10番	角	田	義	徳	議員	
11番	為	谷		剛	議員	12番	鈴	木	三	男	議員	
13番	三	田	部	恒	明	議員	14番	倉	上	由	朗	議員
15番	仲	田		稔	議員	16番	稲	山	良	文	議員	
17番	吉	田	正	美	議員							

不応招議員（なし）

○会 期 11月17日

---

○議事日程 その1

日程第1 議席の一部変更及び議席の指定

日程第2 議会運営委員会委員の選任

○議事日程 その2

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長の選挙

日程第4 報告第1号 平成29年度定例監査報告

(報告～了承)

日程第5 管理者の挨拶

日程第6 (議案第17号) 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

(議案第18号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

(上程～採決)

日程第7 (議案第19号) 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(議案第20号) 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費(償還費分)の市町別負担金の補正について

(議案第21号) 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)

(上程～採決)

日程第8 (議案第22号) 損害賠償の額の決定及び和解について

(議案第23号) 損害賠償の額の決定及び和解について

(上程～採決)

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(17名)

1番	千葉	義浩	議員	2番	小島	正泰	議員
3番	小鮎	賢二	議員	4番	閑野	高広	議員
5番	林	幸子	議員	6番	福田	勝美	議員
7番	松岡	兵衛	議員	8番	加賀崎	千秋	議員

9番	栗原健昇	議員	10番	角田義徳	議員
11番	為谷剛	議員	12番	鈴木三男	議員
13番	三田部恒明	議員	14番	倉上由朗	議員
15番	仲田稔	議員	16番	稲山良文	議員
17番	吉田正美	議員			

○欠席議員（なし）

---

○説明のための出席者

管理者	富岡清
副管理者	小島進
〃	花輪利一郎
事務局長	矢吹浩一
事務局次長兼総務課長	島田久一
介護保険課長	田島斉
業務課長兼熊谷衛生センター所長	東和浩

---

○事務局職員出席者

副課長	米澤利之
主査	森久高
主査	田辺知士
主査	長谷川卓也

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○栗原議長 出席議員が定足数に達しましたので、平成29年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名であります。

---

△諸般の報告

○栗原議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付いたしましたとおりであります。

本日、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

なお、副管理者の小島深谷市長は遅参となりますので、御了承をよろしくお願いをいたします。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、議事日程（その1）、以上1件であります。

---

△議席の一部変更及び議席の指定

○栗原議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び議席の指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました須永宣延議員、中島勉議員、お二人が辞職され、後任として小島正泰議員、加賀崎千秋議員が就任されました。

また、深谷市から選出されておりました茂木一郎議員、中矢寿子議員、佐久間奈々議員、富田勝議員、高田博之議員が辞職され、後任として、角田義徳議員、鈴木三男議員、三田部恒明議員、倉上由朗議員、仲田稔議員が就任されました。

また、寄居町から選出されておりました佐藤理美議員が辞職され、後任として、稲山良文議員が就任をされましたので、御了承をお願いをいたします。

議席につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

7番、福田勝美議員、8番、松岡兵衛議員の議席を1番ずつ繰り上げたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり議席の一部変更を行うことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定をいたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において

指名いたしたいと存じます。

2番	小島正泰	議員	8番	加賀崎千秋	議員
10番	角田義徳	議員	12番	鈴木三男	議員
13番	三田部恒明	議員	14番	倉上由朗	議員
15番	仲田稔	議員	16番	稲山良文	議員

以上のとおり指定いたします。

それでは、氏名標をお起こし願います。

---

#### △議会運営委員会委員の選任

○栗原議長 次、日程第2、議会運営委員会委員の選任について、本件を議題といたします。

議会運営委員会委員の任期が本年5月27日をもって満了しておりますので、新たに8名を選任するものであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第4条の規定により、議長が指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

よって、指名いたします。2番、小島正泰議員、4番、閑野高広議員、5番、林幸子議員、6番、福田勝美議員、10番、角田義徳議員、11番、為谷剛議員、12番、鈴木三男議員、17番、吉田正美議員、以上の議員を議会運営委員会委員に指名することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

申し上げます。ただいま決定されました議会運営委員会委員の方々は、第2委員会室において委員会をお開きいただき、正副委員長の互選をお願いしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

午後 2時06分 休 憩

---

午後 2時18分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

先ほど休憩中、議会運営委員会が開かれ、正副委員長が互選をされました。報告いたします。

議会運営委員長に福田勝美議員、同じく副委員長に為谷剛議員、以上が選出されましたので、報告いたします。

休憩中にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程（その2）、以上1件であります。

す。

---

△会議録署名議員の指名

○栗原議長 直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

14番 倉上由朗 議員

15番 仲田稔 議員

以上の議員にお願いをいたします。

---

△会期の決定

○栗原議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会をお開きいただき、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

---

△副議長の選挙

○栗原議長 次、日程第3、副議長の選挙、本件を議題といたします。

ただいま副議長が欠員となっておりますので、副議長の選挙を行いたいと存じます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議員から推薦をいただき議長が指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員から推薦をいただき、議長が指名することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 2時20分 休 憩

---

午後 2時20分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

推薦を願います。

為谷剛議員。

○11番為谷 剛議員 深谷市の三田部恒明議員を推薦します。

○栗原議長 お諮りいたします。ただいま為谷剛議員から三田部恒明議員を副議長に推薦したい旨発言がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

副議長に三田部恒明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三田部恒明議員を当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三田部恒明議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました三田部恒明議員に会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

三田部副議長、就任の御挨拶をいただければと存じます。どうぞ前へお願いします。

○三田部副議長 ただいま副議長に御推挙いただきました深谷市議会選出、三田部恒明でございます。広域組合におきましては、共同事業として平成30年を目途に長寿命化の計画が進展をしております。また、介護保険につきましては第6期の最終年度であるとともに、第7期の策定年度でもございます。私、第6次の策定委員も務めさせていただきましたし、この第7次に加われることはまことに光栄に思いますし、重大な責任も感じております。しっかりと議長を補佐し、円滑な運営に尽力をしまいる決意でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○栗原議長 以上で副議長の挨拶は終わりました。

---

△報告第1号 平成29年度定例監査報告

○栗原議長 次、日程第4、報告第1号 平成29年度定例監査報告、本件を議題といたします。

御質疑等ありましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号 平成29年度定例監査報告について、報告のとおり了承すること

に賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、報告第1号は報告のとおり了承することに決定をいたしました。

---

△管理者の挨拶

○栗原議長 次、日程第5、管理者の挨拶。富岡管理者、お願いいたします。

富岡管理者。

○富岡管理者 管理者の富岡清です。

なお、私過日の熊谷市長選挙におきまして再選をさせていただき、そして深谷市長さん、寄居町長さんの御同意をいただきまして、11月6日付で管理者に再任いたしましたので、御報告をさせていただきます。

引き続きまして、組合事業進展のため頑張っておりますので、議員皆様方の御支援を心からお願いを申し上げながら、開会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。

本日平成29年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には御多用の中にもかかわらず、御健勝にて御参会を賜り、平成28年度の歳入歳出決算を始め、当面する諸案件につきまして御審議いただきますことは、広域行政進展のため、まことに喜びにたえないところでございます。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年上半期は合計約6万6,100トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと約1,300トン、2.0%の増加となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、本年上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は約4,700トンで、前年比約50トン、1.0%の増加となっております。

また、現在熊谷衛生センター第一工場につきましては、平成29年度、30年度の2カ年で基幹改良工事を実施しており、順調に進んでおります。

次に、介護保険事業でございますが、今年度は第6期介護保険事業計画の最終年度の3年目でありまして、現在計画に沿って順調に推移をしております。また、さまざまな制度改正に対しましては的確に対応し、被保険者の理解に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、構成市町が主体となり、関係団体の協力をいただきながら地域支援事業を着実に進めているところでございます。

次に、今定例会に提案いたします議案について概要を申し上げます。

初めに、議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算並びに議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

28年度決算につきましては、厳しい財政状況のもとでの事業運営ではございましたが、事業執行に当たりましては経費の節減に努めるとともに、効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたところであります。

一般会計におきましては、歳入は68億6,344万4,585円、歳出は64億3,412万6,928円、差引残額4億2,931万7,657円となりまして、この全額を翌29年度に繰り越しをいたしております。

介護保険特別会計でございますが、歳入が274億8,213万7,178円、歳出は267億8,528万173円、差引残額が6億9,685万7,005円となり、この全額をやはり29年度に繰り越しております。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なる御審査をいただき、貴重な御意見等を頂戴をいたしておりますので、これを尊重してまいりたいと考えております。

次に、議案第19号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）でございますが、長寿命化施設整備事業に伴う未処理ごみの外部処理業務委託に係る債務負担行為についての補正でございます。

次に、議案第20号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の償還費分の市町別負担金でございますが、借入利率の決定により補正をするものでございます。

続いて、議案第21号 平成29年度介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、主な内容は28年度の介護給付費及び地域支援事業費の額の確定に伴う国、県負担金等の補正でございます。

最後に、議案第22号、議案第23号は損害賠償の額の決定に伴いましての和解についてでございます。公用車による事故に係る案件でございます。

なお、この後詳細につきましては、上程の際に事務局長に説明をいたさせます。議員の皆様方には何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○栗原議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

---

△議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

○栗原議長 次、日程第6、議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第17号及び議案第18号について、順次御説明をいたします。

最初に、議案第17号について御説明いたしますので、資料ナンバー 2、大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、歳入決算額68億6,344万4,585円、歳出決算額64億3,412万6,928円、歳入歳出差引残額は4億2,931万7,657円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページに参りまして、歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左からでございます。予算現額68億9,024万6,000円に対しまして、調定額と収入済額は同額で、68億6,344万4,585円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。一番右側です。予算現額と収入済額との比較では2,680万1,415円収入済額が少ない結果となりました。

次のページに参りまして、歳出の決算状況でございます。表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額68億9,024万6,000円に対し、支出済額が64億3,412万6,928円、執行率は93.38%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額で、4億5,611万9,072円でございます。

続いて、決算の主な内容について御説明いたしますので、資料ナンバー 3、事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

最初に、歳出から申し上げます。説明は款、項、目、事業名の順、また必要に応じ節、備考欄で申し上げます。

最初に、1款議会費でございますが、議会運営に要する経費でございます。平成28年度は定例会を2回開催したほか、議会視察といたしまして平成28年11月に長野広域連合においてごみ処理、介護保険業務の課題について、それから上田市役所においてごみ減量化、再資源化の取り組み、そして議員活動について、これら視察を行ったところでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費、こちらにつきましては管理者、副管理者及び事務局長、次長、総務課職員6人分の給与等でございます。

事業名、事務局費は、総務課の事務費等、組合事務局運営のための経費でございます。

次のページに参りまして、13節委託料の備考欄一番上でございます委託料は、給与システム機器等の使用料及び情報セキュリティーの確保やシステム調達費用削減等のためのICTアドバイザー支援業務に係るシステム関連専門会社への委託費用等でございます。

14節使用料及び賃借料の備考欄、上から6番目、情報機器借上料は熊谷市からの財務会計システム借上料でございます。

2項公平委員会費、次のページに参りまして3項監査委員費、それぞれの委員報酬等でございます。

次に、3款衛生費は、可燃物処理施設及び不燃物処理施設の管理運営の経費でございます。

1項清掃費、1目清掃総務費は、本組合が実施する一般廃棄物処理事業の総括的な経費でござい

ます。

事業名、人件費は、業務課及び各清掃センター職員14人分の給与等でございます。

事業名、管理運営経費でございますが、次のページに参りまして、11節需用費の備考欄、上から4番目、施設補修費は可燃物処理3施設の緊急を要する補修や機械設備の修繕等の経費でございます。

15節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金の備考欄一番下、交付金は事業系一般廃棄物の処理手数料を可燃物処理施設立地交付金として、熊谷市及び深谷市に対して交付したものでございます。

25節積立金は、施設の大規模改修等に充てるために設置しているごみ処理施設整備基金に積み立てを行ったものでございます。

事業名、長寿命化施設整備事業は、深谷及び江南清掃センターの基幹改良工事の費用で、平成27年度、28年度の2カ年で工事を行っております。

13節委託料は、施工監理業務の委託料でございます。

15節工事請負費は、設備の更新、改修等、基幹改良工事の費用でございます。

事業名、管理運営経費（繰越明許分）1億152万円でございますが、熊谷衛生センター第一工場の補修経費でございました。平成28年2月に補修工事を着工しましたところ、同センター第二工場に不具合が発生をしたため、補修工事を延期せざるを得ないような状況になりまして、年度内に工事の完了が見込めなくなったことに伴い、平成28年度に繰り越しを行ったものでございます。

次の16ページ、17ページ参りまして、2目からは可燃物処理施設及び不燃物処理施設の管理運営経費でございます。

まず、2目熊谷衛生センター費でございますが、事業名、管理運営経費、11節需用費の備考欄、上から3番目、施設補修費は、小規模の施設補修や機器、機械部品の交換修理の経費でございます。

備考欄その下、光熱水費及び燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道の使用料、燃焼に必要な燃料の購入費等でございます。

備考欄一番下、薬剤等購入費は、排出ガス中の有害物質の中和、分解等を促進するための消石灰、液化アンモニア等の購入費用でございます。

13節委託料の備考欄一番上、委託料は、焼却灰のセメントへの資源化再生利用及び環境分析業務等の委託料でございます。

備考欄その下、管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理業務委託料及び可燃物処理3施設から排出をされました焼却灰を太平洋セメント株式会社熊谷工場へ運搬する業務の委託料でございます。

続きまして、3目深谷清掃センター費及び18ページからの4目江南清掃センター費につきましては、施設により若干の差異はございますが、支出内容につきましては熊谷衛生センターと同様、そ

それぞれの施設の管理運営経費でございます。

次に、20ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございます。事業名、管理運営経費でございますが、11節需用費の備考欄上から4番目、施設補修費は、破碎機を維持するためのハンマー交換やローターディスクの補修、その他の設備の修繕の経費でございます。

12節役務費の備考欄一番下、手数料は、埋め立てが完了している最終処分場の管理のための水質検査及び環境測定調査等の経費でございます。

13節委託料の備考欄一番上、委託料は、同センターにおける中間処理により発生した残渣の処分を埼玉県環境整備センター及びオリックス資源循環株式会社等へ委託した経費でございます。

備考欄その下、管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収業務の委託経費でございます。

次の22ページへ参りまして、4款予備費については支出はございませんでした。

続いて、歳入について申し上げますので、前に戻りまして4ページをごらんいただきたいと存じます。戻りまして、4ページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては、款、項、目、節の順に、また必要に応じ備考欄で申し上げます。

1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。

1項負担金、1目1節事務費負担金の備考欄、事務費負担金は、議会や事務局の運営等に充てる負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の備考欄、上から可燃物処理施設管理運営費負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金及び長寿命化施設整備事業費負担金は、それぞれの事業に充てるための負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料の備考欄、ごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の処理手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金の備考欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、これは従前は循環型社会形成推進交付金と言われたものでございますが、深谷、江南清掃センター2工場の基幹改良工事に対する国からの交付金で、交付割合は2分の1でございます。

次に、4款財産収入でございますが、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、基金の預金利子でございます。

次に、5款繰入金でございますが、1項基金繰入金、1目1節ごみ処理施設整備基金繰入金は、基幹改良工事に要する経費に充てるためのごみ処理施設整備基金からの繰入金でございます。

次に、6款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、7款諸収入でございますが、次の6ページに参りまして、1項1目1節雑入の備考欄一番上、物品売払収入は、大里広域クリーンセンターで選別回収をいたしました鉄、アルミ缶、ペット

ボトル等、有価物の売払収入でございます。

最後に、8款組合債でございますが、長寿命化施設整備事業の実施に伴う起債でございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号について御説明をいたします。先ほどごらんいただきました資料ナンバー2の9ページをお願いいたします。

議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、歳入決算額274億8,213万7,178円、歳出決算額267億8,528万173円、歳入歳出差引残額は6億9,685万7,005円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次の10ページに参りまして、歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄左から、予算現額281億5,253万6,000円に対し、調定額は277億9,129万8,748円、収入済額は274億8,213万7,178円でございます。不納欠損額は8,625万5,500円、収入未済額は2億2,290万6,070円でございます。これは、介護保険料の未納によるものでございます。

一番右側の予算現額と収入済額との比較でございますが、6億7,039万8,822円収入済額が少なくなっております。これは、見込みより保険給付費の支出が少なかったことから、これに対する国庫支出金、支払基金交付金、県支出金が少なかったこと等によるものでございます。

次の12ページに参りまして、歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄左から、予算現額281億5,253万6,000円に対しまして支出済額267億8,528万173円、執行率は95.14%でございます。翌年度繰越額はございません。

不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額で13億6,725万5,827円でございます。この不用額等は、先ほど申し上げましたとおり見込みより保険給付費の支出が少なかったこと等によるものでございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明をいたしますので、資料ナンバー3、事項別明細書に戻りまして、32ページをお願いいたします。

最初に歳出から御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険業務を担当する職員21人分の給与等でございます。

事業名、介護保険業務経費は、介護保険の事務執行に係る経費でございます。

13節委託料、備考欄上から2番目のプログラム作成委託料は、マイナンバー制度の実施や制度改正に対応するための介護保険システム改修経費でございます。

その下の保守委託料は、介護保険システムのハードウェア及びソフトウェアの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、次の34ページに参りまして、備考欄の一番上、情報機器借上料も同じく介護保険システムのリース料でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、事業名、賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

2目滞納処分費、事業名、滞納処分経費、13節委託料は、介護保険料電話催告業務の委託料でございます。

3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費、1節報酬の備考欄上の委員等報酬は、介護認定審査会を組織する28合議体、140名の審査委員への報酬でございます。

次の36ページに参りまして、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費、1節報酬は、要介護度の認定資料作成のために必要な訪問調査を行う嘱託職員の報酬でございます。

12節役務費の備考欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料でございます。

13節委託料は、事業者にて認定調査を委託した分でございます。

次の38ページに参りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた要介護者に対する介護サービスの給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業、19節負担金、補助及び交付金の備考欄一番上、サービス給付費、これは訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等、在宅介護に係る給付費でございます。

その下、福祉用具購入費及び住宅改修費はそれぞれの費用に対する給付費、一番下のサービス計画費はケアプランの作成費用でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスの給付費でございます。なお、平成28年4月から18人以下の小規模通所介護が地域密着型介護サービスに位置づけられたため、前年度と比較をいたしますと、居宅介護サービス給付費から小規模通所介護に係る給付分が減る一方で、地域密着型サービス給付費が増加しております。

3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への入所に係る給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定を受けた要支援者に対する介護予防サービスの給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、次の40ページに参りまして、2目地域密着型介護予防サービス給付費は、要介護者と同様にそれぞれのサービスに対する給付費でございます。なお、本組合では平成28年3月から新総合事業を実施をいたしまして、通所介護と訪問介護の予防給付につきましては地域支援事業に移行したため、28年度の予防給付は前年度より大幅に減額となっております。

3項審査支払手数料は、保険給付に係る審査支払事務の手数を国保団体連合会に支払うものでございます。

4項高額介護サービス等費は、介護サービスを受ける際の1割または2割の自己負担分が高額となった場合、所得区分に応じた限度額を超えた部分について給付を行うものでございます。

次の42ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯における医療費と介護サービス費の自己負担分を合算をして、所得区分に応じた限度額を超えた場合、医療、介護、それぞれから超えた部分が支給されることとなりますが、その介護分の給付を行うものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービス等を利用する低所得者の負担軽減を図るため、利用者の所得に応じて食費や居住費の負担限度額が設けられておりますが、その超えた部分の給付を行うものでございます。

3款地域支援事業費は、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。事業等の多くにつきましては、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられ、構成市町が主体となってその企画と実施をしています。

次の44ページに参りまして、1項1目、事業名、介護予防・生活支援サービス事業の19節負担金、補助及び交付金の備考欄、サービス事業費負担金は、予防給付から移行をした訪問介護及び通所介護相当のサービスに係る経費でございます。

2目、事業名、介護予防ケアマネジメント事業、19節負担金、補助及び交付金の備考欄、サービス計画費負担金は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者のケアプラン作成を行うものでございます。

3目、事業名、審査支払手数料納付事業、12節役務費の備考欄、審査支払手数料は、給付と同様に審査及び支払いに関する事務を国保団体連合会に委託する際の委託料でございます。

4目、事業名、一般介護予防事業、13節委託料は、全ての高齢者を対象として、介護予防知識の普及、啓発等のために、事業者に委託して体操教室等を行う経費でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、次の46ページに参りまして、1目、事業名、包括的支援事業、13節委託料の備考欄上、委託料は、地域包括支援センター16カ所への運営委託料でございます。

2目、事業名、任意事業でございますが、13節委託料は配食サービス事業等の委託経費でございます。

3目、事業名、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業で、次の48ページに参りまして、4目、事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活において支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

5目、事業名、認知症総合支援事業は、保健、医療、福祉の専門チームにより早期診断、早期対応する認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。

これらの事業は、平成27年度からスタートした事業で、30年度までに実施が義務づけられていま

す。事業の企画や実施は構成市町で行い、事業に係る予算につきましては、本特別会計において確保し、執行をしたものでございます。

次に、4款基金積立金は、前年度繰越金の一部等を準備基金に積み立てたものでございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、それから次の50ページに参りまして、2目償還金、これは前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県支払基金及び市、町へ返納したものでございます。

2項利用者負担額軽減支援費でございますが、1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業は、原発警戒区域等から避難している要介護者1名のサービス利用に係る利用者負担分1割を免除したものでございます。

最後に、6款予備費でございますが、支出はございませんでした。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、26ページをお開きいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、現年賦課分と滞納繰越分を合計いたしまして、調定額66億1,266万9,560円に対し、収入済額は63億350万7,990円で、収納率は95.32%でございます。

2節滞納繰越分の備考欄、下から2番目、不納欠損額は時効の成立した保険料について、介護保険法第200条第1項の規定に基づき不納欠損処理をいたしております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金は構成市町の負担金でございます。

1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%に相当する金額、2目事務費等負担金は人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）、こちらは構成市町で実施したそれぞれの事業に係る負担金でございます。

5目低所得者保険料軽減負担金は、国、県、市町村が全額負担し、広域では構成市町を通じて受け入れるものでございます。

1つ置いて4款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他サービス分が20%でございます。

2項国庫補助金、次の28ページに参りまして1目調整交付金は、介護保険の財政調整のための交付金でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は同事業に対する交付金で、交付割合は事業費の20%でございます。

3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営、配食サービス等、包括事業・任意事業に係る交付金で、交付割合は事業費の39%でございます。

4目介護保険災害臨時特例補助金は、福島第一原発事故により避難された被災者に対し、保険料

の減免、利用者負担の免除を行うための補助金でございます。

5目介護保険事業費補助金、備考欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度に対応するための介護保険システム改修のための補助金でございます。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、40歳以上65歳未満のいわゆる第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の28%でございます。

2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、交付割合は事業費の28%でございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等分が17.5%、その他分は12.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、高齢者への介護予防、生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の12.5%でございます。

2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、交付割合は事業費の19.5%でございます。

7款財産収入、次の30ページに参りまして、1目1節利子及び配当金は介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、8款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費が見込みを下回ったため、基金からの繰り入れが不要となりました。

次に、9款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

最後に、10款諸収入でございますが、3項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等第三者の行為を原因として、介護保険サービスの給付を行った場合においてその給付費を加害者に請求し、納付をされたものでございます。

2目返納金は、介護給付の適正化への取り組み等による事業所からの返納金でございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

なお、同じナンバー3の資料の後半部分でございますが、53ページからは実質収支に関する調書、57ページからは財産に関する調書、61ページからは決算説明書となっております。また、資料ナンバー4は決算審査意見書、ナンバー5は決算資料でございます。あわせて御参照をいただきたいと存じます。

以上で議案第17号及び議案第18号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時10分 休 憩

---

午後 3時20分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより、2件に対する質疑に入ります。

林幸子議員。

○5番林 幸子議員 5番、林幸子です。それでは、何点かお伺いをさせていただきます。

まず初めに、資料ナンバー3の4ページから5ページにかけて、使用料及び手数料ということで、昨年度決算と比較をいたしますと13.42%の増というふうにありますけれども、これは手数料を上げた関係なのかなというふうに思うのですが、予算決算の差額を見ますとマイナス5,184万2,940円ということで、こちらの原因についてお聞きします。

○栗原議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えをいたします。

ごみ処理手数料についてなのですが、家庭系のごみ処理手数料、それから事業系のごみ処理手数料ということで徴収しておりますけれども、ごみ処理手数料を予算で組むときには見込み値で、昨年度のごみの量も考えまして、見込み値で予算を設定しております。決算の中では、ごみ処理の実績に応じて手数料のほうを徴収いたしますので、当然差額が生じているという状況でございます。

以上でございます。

○栗原議長 林議員。

○5番林 幸子議員 それに関しては了解いたしました。

続きまして、同じく資料ナンバー3の6ページから7ページです。物品売払収入でございますけれども、こちらは有価物の売上金というふうに理解をしておりますが、回収実績を見ても、その物によって増えたり減ったりということで、全体としては毎年減少傾向なのかなというふうに思いますが、それで減っているのかなという、それが原因かなということだと思いますが、金額に関してそれぞれどういう状況になっているのかお聞きします。

○栗原議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えをいたします。

まず、この有価物の売り払いについてですが、鉄類、非鉄金属類、ペットボトル、小型家電の4品目に対して売り払いを行っている状況です。鉄類につきましては、平成27年度と平成28年度を比較した場合、単価の上昇した品目が多かったため、売払金額としては313万円程度の増額という状況になってございます。

それから、非鉄金属類につきましては、全ての金額で27年度と28年度を比較しますと、全て下落というような状況でございまして、前年度と比較すると590万円程度の減額という状況になってございます。

ペットボトルにつきましては、平成27年度の平均単価が42.5円、1キログラム当たりでございます。それに対して28年度は39.2円、1キログラム当たり、下落という状況で、447万円ほどの減額という状況です。

それから、小型家電についてでございますが、平成27年度は1キログラム当たり7円でしたが、それが平成28年度は0.01円ということで大幅に下落をしているという状況で、売払金額としては約226万円の減額という状況でございます。

以上になります。

○栗原議長 林議員。

○5番林 幸子議員 ありがとうございます。毎年金額が変わるということで、それに関連してマイナスになってしまうのかなということで、それについては了解いたしました。

最後に、資料ナンバー3の26ページから27ページにかけて、こちら不納欠損額と収入未済額ということで、昨年度の数字と比較しても、こちらプラスになっているということで、毎年全体としてもかなり大きな額になっているわけです。収納率を上げるということは、なかなか大変なことかなというふうに思うのですが、上げていただく努力は大いにしていきたいなというふうに思うのですけれども、具体的にどのようなことを行っているのか、その点についてお伺いいたします。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

介護保険料は、基本的には年金天引きとなる特別徴収が原則ということでございますので、これにつきましては収納率100%でございます。90%が特徴ということになっておりますので、残りの10%が納付書または口座振替の普通徴収で、こちらのほうが不納欠損の対象になってくるものでございます。

滞納対策といたしましては、現年度分を含めまして督促状を年12回、毎月、催告書を年2回発送するとともに、電話催告を、これはコールセンターで電話をして催告をするわけなのですが、10月から3月までの6カ月間、業者に委託をいたしまして行いました。さらに自宅への訪問徴収、臨宅徴収と呼んでいるのですが、こちらのほうも各市町の事務所との合同で年3回、大里広域単独で年1回実施をいたしました。電話催告や臨宅徴収を通じまして、介護保険制度の理解をしていただけるように丁寧に説明をすることにより収納につながるケースも多いということから、引き続き滞納対策の柱とするとともに、28年度、年2回催告書を発送しておりますが、催告書を増やした結果として収納につながっている、金額がアップした実績もございますので、今年度からその催告書の発送を1回増やしまして、3回予定をさせていただきます。

また、介護保険料のほうは2年で時効を迎えてしまう、非常に短い期間で時効を迎えてしまうという特徴がございます。制度としては、時効を迎えてしまったものについては徴収することができませんので、それに対応するための制度の仕組みとして、未納期間と未納額に応じまして、本来1

割または2割の負担をいただくことになっているのですが、その利用者負担の部分を制度としては3割に引き上げたり、自己負担の限度額を超えた部分について支給されます高額介護サービスというのがあるのですが、こういったサービスも受けられなくなるというようなペナルティーというのですか、そういったものも用意をされておりますので、この辺のこともお話をさせていただきながら、こういった給付制限を受けないようにということで、いろいろお話をしながら、必要に応じて分割納付、一遍に無理なら分割というようなこともお話をしながら、ぜひお支払いいただきたいということで御理解をいただくという状況でございます。

以上です。

○栗原議長 ほかにございますか。

松岡兵衛議員。

○7番松岡兵衛議員 松岡です。

今のことについてお伺いいたしますが、今課長が言ったようにいろいろな手立てをしているのだけれども、この結果を見ると、滞納繰越分に対して収入済額が10分の1ぐらい、要は1割かな。正式には何%なのですか。教えていただけますか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

滞納繰越分の収納率でございますが、広域全体で10%を切っておりまして、9.90%という数字でございます。

以上です。

○栗原議長 松岡議員。

○7番松岡兵衛議員 10%切って、ここで10%ぐらいかなと思っていたのですけれども、ということはあるのだね、要するに払えないのか、払わないのかというのは私は年中言っているのですけれども、現実的にこの滞納している人が、家庭の状況等を調査して、本当は払えるのだけれども払わないのか、その辺のところは把握しているのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

滞納されている方の経済状況ということでございますが、実態調査という形ではできないというか、やっています。ただ、電話催告、臨宅徴収等の中で経済状況をお聞きしながら、現実的に払える方法でお願いをしているというのが実態でございます。ただ、不納欠損になった方の所得段階というのですか、これ見ますと、下から2段目の方々が対象としては一番多い状況で、これが30%を超えているぐらいの数字はありますので、やはりどちらかというと所得が低い方のほうが多い状況があるということが言えるかと思えます。

以上でございます。

○栗原議長 松岡議員。

○7番松岡兵衛議員 そういうことだというふうに思うのですが、ちなみに本年度の不納欠損した8,625万5,500円の件数とは何人分になるのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

不納欠損になったこの金額の対象人数なのですが、1,981人ということでございます。この人数につきましては、昨年度よりも不納欠損金額そのものはアップをしているのですが、人数としては昨年が2,005人ということで、若干人数としては減っている状況でございます。

以上です。

○7番松岡兵衛議員 それは人数なので、件数というのはもっと多い。件数は、1人のうちで何件もあるという、この金額の中に勘定しているの。それはわからない。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

当然複数の期数を滞納されている方もおりますので、そういうことでございます。

以上です。

○栗原議長 松岡議員。

○7番松岡兵衛議員 そういう2,000人近くの方がいるわけですね。今課長が言ったように、要するに保険料を納めないで、具合が悪くなったという、入所とかしてくるわけです。現実にも今言いましたけれども、これを納めない人がそういうふうに対象になったときに3割負担とかという、言いかえるとペナルティーを科すと、こういう話だったのですけれども、これ本当に3割負担で現実的に入所できないということは、本当に払えなければ3割払えませんから、そういうときも、それがどういうことになるのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

確かに実際問題として、サービスを受ける段階で3割負担になった方が、サービスを実際控えているとか、その辺の実態については、これは全国的な制度としてございますので、そういった調査の結果は把握はしておりません。ただ、最終的に負担の部分については、サービスを受けた事業者への支払いということの中で、事業者と被保険者の間の関係ということでございますので、実際その負担が相当重くなることも予想されます。ですから、そういったことにならないようにということで、今は元気でサービスを受けることはないと言っている、いずれはそういうことになる可能性があって、そのとき大変な思いをしてしまうので、ぜひともそうならないための方策として幾らかでもお支払いいただきたいと、お願いしています。

時効が2年で成立いたしますけれども、時効につきましては、1回督促をするとそこからリセッ

トされまして、また期間が延びます。さらに、一部お支払いいただいた場合等について、そこからまた延びるということで、単純に、自動的に2年で時効だというようなやり方をとるのは余りにも厳しいので、そうならないがために分割納付等の指導というのですか、お話し合いをしながら、将来的な負担にならないようなことを御理解いただくような形で現在は対応をしているというのが実態でございます。

○栗原議長 松岡議員。

○7番松岡兵衛議員 2年で時効、今言ったようにそれを督促状なり催告して、そうすると時効が延びると。だけれども、これ何回もやって納付がないということは、徴収ができないということになると、結局は時効で処理するしかないのですね。これ最後に伺いますけれども、そういうことをやっていつて時効を延ばして、最長の人は何年ぐらいの人がいるのですか。それだけ伺って終わります。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 28年度不納欠損をした金額が8,625万5,500円というお話をさせていただきましたが、この内訳といたしますと、26年度だけではなくて25年度以前の分も当然含まれております。ここにある金額をお答えいたしますと、25年度分が415万1,000円、24年度が79万3,200円、23年度が24万9,100円、22年度が10万7,200円というように、2年以上の期間を設けていろいろ相談をしながら時効を迎えて、将来的に負担が増えないような話し合いをさせていただいているのが実態なのですけれども、それでも難しい場合には最終的に不納欠損、時効成立ということになるというのが実態でございます。

以上です。

○栗原議長 松岡議員。

○7番松岡兵衛議員 今聞いていると、25年のがあると。25年のがあるということは、何千円かところどころで納付して、言葉はちょっと適切ではないけれども、延ばしているという、こういう意味にとれたわけ。さらに言えば、全く無視して納めないで、現実にそういう人はいましたけれども、納めないでそのまま通過させて、無視ですつといくと、これはもう役所にすると手も足も出ないわけだ。もう相手は応じないで無視して、そのままいってしまうと。私は、そういうことも心配しておりまして、現実に、これは介護保険料ではありませんけれども、税金でそういう人がおりましたから、目の前で見てきましたので。そうすると、言ったように正直者がばかを見てしまうから、そういうことが一番困るのです。正直者がばか見てしまうと。そういう世の中になってしまうと困るので、こういう部分は本当にしつこく聞くわけですけれども。余りこれを、難しい問題もあるわけですから、ひとつそれ以上は申し上げませんが、どうかよろしく願います。終わります。意見として。

○栗原議長 ということによろしいですか。

鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 1点だけお尋ねしたいと思います。

介護保険の介護認定を受けまして、特別養護老人ホームに入る関係なのですけれども、認定枠だけだと施設になかなか入れないというふうな方がどれくらいおられるのかお尋ねしたいのですが。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

いわゆる特養の待機者の話だと思うのですが、これにつきましては、県が実施をいたしました平成29年度の入所希望の調査というのがございます。その結果を構成市町から情報提供を受けております。その数字で申し上げますが、熊谷市が298人、そのうち要介護3以上が271人、深谷市が201人、要介護3以上が175人、寄居町が64人、要介護3以上が59人、合計で563人、要介護3以上が505人という数字の報告を受けています。

以上でございます。

○栗原議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 これは、介護施設がいっぱいございますから、入れるところから入りたいということで何か所か申し込んでいると思うのですが、今お話しいただいた方は実質の数字でしょうか、延べ人数の方ですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

これは県の調査ということで、市町に確認したところ、県のほうから対象者、例えば熊谷市内の対象者が何人いるというようなリストが市町のほうに送付をされてきまして、その中で重複がないかどうかをチェックしてほしいということで、市町のほうから県に報告をした結果ですので、重複等についてはクリアされているというふうに思います。

以上でございます。

○栗原議長 鈴木議員。

○12番鈴木三男議員 ありがとうございます。介護施設の、それぞれ県のほうにも届け出していると思うのですけれども、施設そのものにですね、その辺等は、対比しているかというのがあるとは思いますが、全体で今お話しされたように563の方が希望しているけれども入れないという実態がでございます。基本、今言ったように滞納していなくて、ちゃんと払っている人もなかなか施設には入れないというような、そういう実情も現在抱えているというのがわかりました。ありがとうございました。

○栗原議長 ほかにございますか。

小島正泰議員。

○2番小島正泰議員 熊谷の小島です。よろしく申し上げます。

それでは、資料ナンバー 3、ページで16ページ、17ページでお伺いします。まず、1点確認なのですけれども、熊谷衛生センターとか深谷清掃センターのところに、備考のところに燃料費というのが、先ほども説明があったと思うのですけれども、確認のため。この燃料費というのは、ごみを燃やす助燃剤として使われているのか、確認をお願いします。

○栗原議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えをいたします。

この燃料費についてなのですけれども、炉を立ち上げるときに使う燃料、それから立ち下げをするときに使う燃料というのが燃料費でございます。あと、再加熱器のところ、触媒に入る前に再加熱器というのがあるので、そこで燃料を使っているということがございます。

以上でございます。

○栗原議長 小島議員。

○2番小島正泰議員 ありがとうございます。

実は、この質問させていただいたのは、ことしですけれども、6月だったと思うのですけれども、私一般質問をさせていただきまして、そのときに当局のほうに問い合わせたところということで答弁をいただいているのですけれども、助燃剤というものに関しては余りほとんど使っていないと。確かに今おっしゃったように、立ち上げのときと、多少使っているけれども、さほど使っていないという話が私頭の中にあったものですから、随分、2,900万という、熊谷で2,900万、深谷でも260万ですか、使っているのに、ちょっとどうなのかなというふう思ったので質問をさせていただきました。そのことに関してはわかりました。

それプラス、このページを見ていて思ったのが、深谷清掃センター、熊谷衛生センター、そして次のページに行くと江南清掃センターというのがありまして、管理運営費というのが載っているのですけれども、私のほうで見ている分では、管理運営費が熊谷のほうで10億3,600万、深谷が9億5,000万円、そして江南清掃センターが4億そこそこということなのですけれども、処理能力云々を見ても、ちょっとこの管理運営費の差がないところを説明いただきたいなど。何か多分その深谷の清掃センターのほうで、これプラスアルファ何か数字にあらわれない業務なり役割があつてのことだと思うので、その辺の説明をお願いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○東業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えをいたします。

熊谷衛生センターでは、処理能力320トンに対して8億9,385万という状況でございます。深谷に対しては120トンで8億785万という状況でございます。ほとんど歳出の額に差がないという主な要因ですけれども、平成28年度は深谷清掃センターで基幹改良工事を行っております。休炉中にごみを外部処理委託ということで、大里広域の外の処理施設にお金を払って外部委託を行っております。外部処理委託費が4億4,000万円程度支出をしておりますので、結果的には、炉の規模は違います

が、歳出の額に差異が少ないというような状況になってございます。

以上でございます。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

閑野高広議員。

○4番閑野高広議員 1点お尋ねいたします。

先ほど介護保険料の不納欠損の話が出ていましたが、資料ナンバーの1番の監査報告、2ページを見ますと、この中で介護保険の不納欠損の部分が言及されております。この中で、「時効の期間は2年となっているが、安易に不納欠損に計上することなく」というところと、最後、「抱えた滞納事案の整理に当たっては、公正かつ合理的、効率的な処理が必要である」というふうに結んであるのですが、執行部側として、安易に不納欠損に計上することなくという部分についてのこの安易という部分についてはどのような認識を持たれているかということと、最後の滞納事案整理に当たっては公正かつ合理的、効率的な処理が必要であるというこの部分、合理的、能率的という部分についてはどのような認識を持っていますか、この部分について確認をさせていただきます。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

監査の際に監査委員さんから、昨年もそうだったのですが、この点については指摘をされています。それで、その安易に不納欠損することなくという部分についてのお答えとしては、先ほど来言っておりますが、自動的に2年で時効になって不納欠損になるということのないように、できるだけお支払いいただけるような案というか、要するに滞納者との接触という部分でいろいろ試みをした上で、これはもうだめかなといった段階で不納欠損に計上をしているという状況でございますので、そういった意味では2年を何をすることもなく迎えて不納欠損してしまうというものではないということで、安易ではないというふうに認識はしております。

それと、今後の話として、効率的にという部分なのですが、介護保険料については、ほかの料金と違って高齢者が対象だということもあって、しかも2年という短い間に時効を迎えてしまうという枠の中で、いかに保険料を徴収するかというのが最大の課題ということになってございます。地方税法の例によって、制度上は例えば差し押さえもできるということではあるのですが、これは厚労省が最近出した実態調査の数字を見ますと、全国の3割ぐらいがそういった差し押さえも試みているという状況です。ただ、差し押さえをする場合に、2年の間にすぐ差し押さえというのが、これはどうかなと。対象も高齢者ということであるとすると、なかなかすぐに差し押さえという、税金と同じような対応をするのが適当なのかどうかという部分の検討も必要になってくると思います。ただ、その前段として、払えるのに払わないという、そういった実態、そういったものを市町と連携しながら、何らかの形で把握をする中で、その実態に沿った対応を目指していかなければいけないというふうな認識は持っております。

以上でございます。

○栗原議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 ありがとうございます。この監査の言葉のニュアンスにある根底の、これを読み解くと、私は滞納整理に対しての不作為として見られないようにと、その部分が一番ポイントとしてあるのかなと思います。特に監査の指摘としてここまで上がっているということは、やっぱりしっかりとこれは対応していかなければならないことだと思うので、先ほど全国的に滞納処分が、差し押さえ等の滞納処分が行われているような話もいただきましたが、いろいろそういう情報をつかんでいただいて、適切に処理していただければと。これは意見でございます。

以上です。

○栗原議長 ほかにございますか。

千葉義浩議員。

○1番千葉義浩議員 1番、千葉でございます。

1点お伺いしたいのですが、資料ナンバー3の41ページのところと、それから45ページのところで、国保団体連合会に審査支払手数料というものをお支払いしているということですが、実際どのような内容のものなのか。また、支払手数料の算出の仕方をお伺いできればと思います。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

審査手数料につきましては、国保連と呼んでいるのですが、国民健康保険団体連合会、こちらのほうに事務処理を全て委託をしているという実態でございます。これについては、全て国保連のほうで1件40円という金額で審査をしていただいて、その分をそれぞれの保険者からお支払いをするという仕組みでございまして、大里広域だけがやっているものではないものでございます。

以上でございます。

○栗原議長 千葉議員。

○1番千葉義浩議員 ありがとうございます。

レセプト請求に対する調査というふうに僕は国保団体連合会についてはイメージしていたのですが、介護予防サービスのところですか、保険給付に係る、について同じような認識でよろしいのでしょうか。これは、各医療機関からのレセプト請求が上がってきたものに対して、介護保険に使うものを国保団体連合会が振り分けて、普通の国保のものについては国保のほうで請求して、介護保険を使うものに関しては介護保険で請求してということなのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

国保連で介護保険のそういった審査支払事務を一手に引き受けていただいております。具体的な仕組みについては、国民健康保険のほうと全く同じなのかどうか、そこまでは把握はしていないの

ですが、基本的には国保連が手がけているということですので、同じ保険という中で処理をしており、保険者としては国保連のほうにお任せをする中で正しく処理をされていると認識しております。  
以上です。

○栗原議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑ありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論願います。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論ありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第17号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

○栗原議長 次、議案第18号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○栗原議長 起立多数であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

---

△議案第19号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第20号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費（償還費分）の市町別負担金の補正について

議案第21号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○栗原議長 次、日程第7、議案第19号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）から議案第21号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第19号から第21号までについて、順次御説明をいた

します。

初めに、議案第19号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたしますので、資料ナンバー6、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。右下に1とページ番号が振ってございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、予算の総額を44億7,801万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

事業名、組合債等償還経費の利子16万8,000円の減額は、基幹改良工事に要する事業費について、当初見込みより低い利率で借り入れることができたため減額するものでございます。当初利率0.30%に対しまして0.22%でございます。

6ページに戻りまして、歳入でございますが、各市町からの負担金を減額するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」は、長寿命化施設整備事業に伴うごみ処理業務委託の期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。これは、長寿命化工事に伴う外部委託契約等を今年度中に行う必要があるためです。この内訳でございますが、外部委託分が3億9,766万円、搬入先の変更による構成市町のごみ収集委託業者への補償分といたしまして851万円ということになります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号について御説明いたしますので、10ページをお願いします。

平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費（償還費分）の市町別負担金の補正についてでございます。

先ほど御説明いたしました借入利率の確定に伴い、負担割合を修正し、市町負担金を減額するものでございます。補正後の負担割合につきましては、事業の予算編成時を基準に確定した数字を用いてございます。

議案第20号については以上でございます。

次に、議案第21号について御説明いたしますので、資料ナンバー7の介護保険特別会計補正予算書、こちらの1ページをお願いいたします。資料ナンバー7、1ページをお願いします。

議案第21号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,480万4,000円を追加し、予算の総額を296億2,965万円とするものでございます。

補正内容は大きく2点ございます。1点目は、平成28年度の国、県、社会保険診療報酬支払基金の負担金等の確定に伴うもの、2点目が交通事故によるリース車両の廃車に伴うものでございます。

歳出から御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

1 款総務費、3 項介護認定調査会費、2 目認定調査費、事業名、認定調査業務経費でございますが、交通事故によるリース車両の廃車に伴うものでございます。

後ほど関連する議案第23号がございますが、後ほど御説明をいたします。

こちらの事故でございますけれども、平成29年7月26日に発生をいたしました岡部介護保険事務所の介護認定調査員による交通事故につきまして、公用車を廃車処分するに当たり、リース業者に契約終了弁済金を支払うため、102万9,000円を増額するものでございます。あわせて、自動車修繕料について、決算額を見込み15万9,000円を減額するものでございます。

次に、12ページに参りまして、5 款諸支出費、1 項償還金及び還付加算金、2 目、事業名、償還金でございますが、平成28年度の介護給付費負担金等の額の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金への返納金を追加するものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。前に戻っていただきまして、6 ページをごらんいただきたいと存じます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と3 目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）の2 節過年度分、それから7 ページに参りまして、5 款1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、2 節過年度分、それから8 ページに参りまして、6 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と2 目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）の2 節過年度分、これらはいずれも平成28年度の事業費に対する交付金の額が確定したことから、過年度の追加分として受け入れるものでございます。

次に、9 ページに参りまして、9 款1 項1 目1 節繰越金でございますが、国、県、社会保険診療報酬支払基金への返納金の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

最後に、10ページをお願いいたします。10ページに参りまして、10 款諸収入、3 項3 目1 節雑入でございますが、先ほど歳出で御説明をいたしました交通事故に伴い、全国市有物件災害共済会から自動車損害共済災害共済金として87万円を受け入れるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより3件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより3件を順次採決いたします。

議案第19号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次、議案第20号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費（償還費分）の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次、議案第21号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

△議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について

○栗原議長 次、日程第8、議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について及び議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について及び議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について、以上2件、御説明をいたします。

資料ナンバー8、議案書の3ページ、あわせて資料ナンバー9、参考資料の15ページにあります事故発生状況図がございますので、そちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第22号でございますが、自動車事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決をいただくものでございます。

1、損害賠償の額及び内容でございますが、自動車修理費用及びレッカー車代金といたしまして2万2,126円、それから水田作物補償費といたしまして3万2,304円の合計5万4,430円。2の損害賠償の相手方は、自動車修理費及びレッカー車代金につきましては、深谷市大谷1550番地2、小林かおる。水田作物補償費につきましては、深谷市人見2247番地1、植竹洋。3、和解内容でございますが、1により2の相手方に対し、損害賠償するものでございます。

事故の概要でございますが、本年7月26日に介護保険課岡部介護保険事務所認定調査員が訪問先から帰庁するため深谷市人見地内の市道を走行中、相手車両が一時停止規制を無視して交差点に進入し、公用車と衝突したものでございます。衝突後双方の車両が水田に落下をいたしました。さらに庁用車については横転してございます。

本件に係る損害賠償額は、事故の過失割合、相手方が9、職員側は1、それに基づきまして、それぞれの金額の10%でございます。こちらについては、全国市有物件災害共済会から全額が補填をされます。

このような事故が発生したことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

組合では、この事故を受けまして、全職員を対象に交通安全講習を実施するとともに、事故を起こした職員に対して口頭注意を行ったところでございます。引き続き交通事故再発防止に努めていきたいと考えております。

続きまして、議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について御説明をいたします。

同じく資料ナンバーの8、議案書の4ページをお願いをいたします。

議案第23号は、自動車の事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決をいただくものでございます。

1、損害賠償の額及び内容でございますが、契約終了弁済金として102万8,160円。2の損害賠償の相手方でございますが、さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号、日立キャピタルオートリース株式会社北関東支店支店長、木村貴志。3の和解の内容でございますが、1により2の相手方に対し、損害賠償するものでございます。

事故で全損いたしました公用車はリース車両でございました。契約期間は、本年7月3日から平成36年7月2日までの7年間となっております。未払い分でございます平成29年度11月以降のリース料金102万8,160円について、契約終了弁済金として支払うものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

吉田正美議員。

○17番吉田正美議員 この2件なのですからけれども、確認なのですからけれども、事故を起こした方は同じ人ではないのでしょうか。お聞きします。

○栗原議長 事務局長。

○矢吹事務局長 説明が雑駁で申し訳ございませんでした。この2件については、同一事故でございます。

以上でございます。

○栗原議長 吉田議員。

○17番吉田正美議員 ちょっと勘違いしていました。申し訳ありません。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次、議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について、本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### △閉会の宣告

○栗原議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位、富岡管理者、小島副管理者、花輪副管理者及び関係者の皆様のおかげをもちまして、平成29年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼を申し上げます。

閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4時17分 閉 会